



## NPO法人格取得へ

行政(静岡市)から支援をいただくために、公的に信用度を高める必要に迫られました。そこで、「特定非営利活動法人子ども虐待防止センター・しずおか」を設立することとしました。そのためには

- ① 申請書の作成
- ② 役員の名簿と住民票
- ③ 正会員の名簿
- ④ 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承認する書面の謄本
- ⑤ 定款
- ⑥ 設立趣旨書
- ⑦ 「特定非営利活動法人子ども虐待防止センター・しずおか」設立総会の実施
- ⑧ 特定非営利活動法人法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- ⑨ 総会議事録と議事録署名人の印

などの書面の提出や総会の実施が義務づけられました。5月初めに提出し、現在審査中です。審査が通ると、法務局への登記が必要となります。

## 浜松医大大学院生本センターにて研修



(あざれあにて)

浜松医大に昨年度より大学院が新設されました。昨年度本センターは、浜松医大の外部教育機関として文科省に登録されました。これはひとえに岡本副代表の尽力のおかげです。

5月12日

6月2日

と、2度に

分けて院生が静岡市に研修に訪れました。

あざれあ、相談室、静岡市児童相談所と3カ所にて研修を実施。特に、静岡市児童相談所では、荒田所長自ら講義をしてくださり、相談所の役割や実態里親制度などについて、院生は充実した研修ができました。



(児童相談所にて)